

### 3. 行政の対応

#### 3-1. 職員初動体制

地震又は津波の発生時、あるいは津波発生のおそれがある場合は、市役所内に災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立します。

##### (1) 職員の配備体制

市は、地震災害が発生した場合は、以下のとおり地域防災計画の定めにより職員の配備体制をとります。

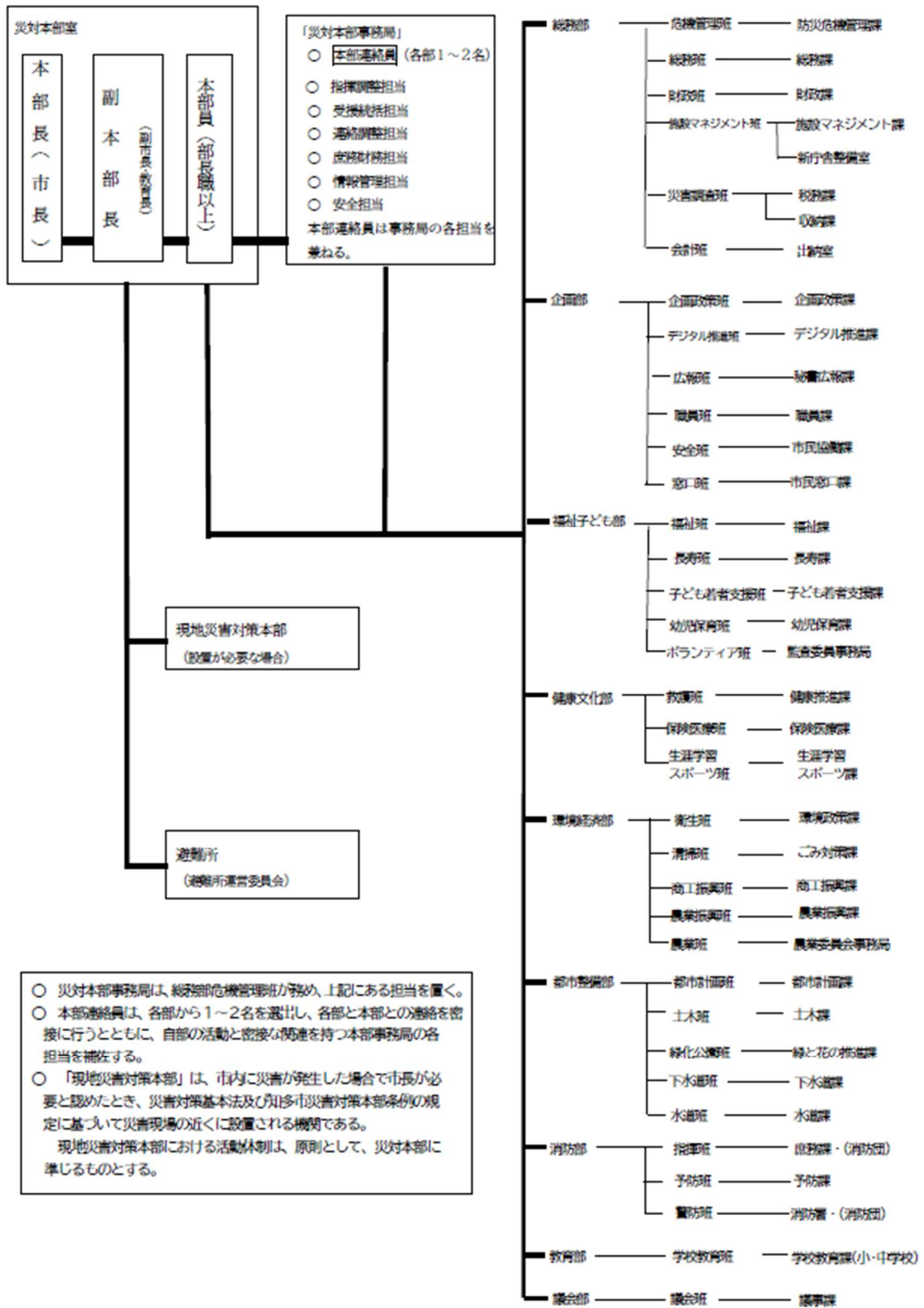
表 7 非常配備体制

種 別	配備時期（風水害等）	配備時期（地震）	配備内容
警戒配備 (準備体制)	1 次の注意報の1以上が知多市に発表され、市長が必要があると認めたとき。 (1)大雨 (2)洪水 (3)高潮 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 いずれも、次の課の職員のうち課長の判断により指名する者 防災危機管理課・秘書広報課 【災害対策本部員会議】 開催せず、情報収集及び情報伝達を行う。
	1 次の警報の1以上が知多市に発表され、市長が必要であると認めたとき。 (1)大雨 (2)洪水 (3)高潮 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 風水害:次の課の職員のうち課長の判断により指名する者 防災危機管理課・秘書広報課・農業振興課・土木課(緑と花の推進課含む)・水道課・下水道課 地震:地震時の配備基準による。 【災害対策本部本部員会議】 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときに開催し、第1非常配備に移行できる体制として、情報収集、伝達を行う。
第1非常配備	1 暴風警報が発表されたとき、または次の(2)~(4)の警報が知多市に発表され、本市に災害が発生するおそれのあるとき。 (1)暴風 (2)大雨 (3)洪水 (4)高潮 2 原子力規制委員会及び県から警戒事象の発生通知を受けたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 2 震度4以下の地震において、市域で被害が発生したとき。 3 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 それぞれの配備基準による。 【避難所】 風水害:公共施設を閉め、自主避難所(青少年会館、岡田・旭・東部まちづくりセンター)を開設 地震:津波に係る避難所を開設 【災害対策本部員会議】 必要に応じて開催し、災害調査を行い、必要に応じて災害対応を行う。
第2非常配備	1 次の特別警報の1以上が知多市に発表されたとき。 (1)暴風 (2)大雨 (3)高潮 (4)波浪 2 避難情報の発令が必要などとき。 3 原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受けたとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度5強の地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 それぞれの配備基準による。 【避難所】 風水害:自主避難所に加え、避難情報を発令する地域で決められた避難所を開設 地震:津波及び土砂災害に係る避難所を開設 【災害対策本部本部員会議】 開催し、災害対応に当たる。
第3非常配備	1 市の全域又は相当の地域に被害が発生し、又は発生すると予想され、市長が必要があると認めるとき。 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 人的被害が発生し、救出救護が必要などとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	【配備基準】 全職員により当たる。 【避難所】 風水害:自主避難所に加え、避難情報を発令する地域で決められた避難所を開設 地震:全ての指定避難所を開設 【災害対策本部本部員会議】 開催し、災害対応に当たる。

## (2) 災害対策本部の体制

災害対策本部の体制は以下のとおりとします。

図 35 災害対策本部組織図



### (3)非常参集

津波警報、若しくは、大津波警報が発表された場合、若しくは、震度4以上が観測された場合には、連絡がなくても、職員は自主的・自動的に参集し、非常配備基準に基づいて災害応急対策活動を行います。参集の基準は、以下のとおりです。

表 8 職員の参集基準

災害発生時点	参集のあり方	連絡体制
勤務時間内	通常の勤務場所において勤務している場合は、上司の指示に従う。	庁内放送又は上司の指示による。
	上司の指示を受けることができない場合は、非常配備基準に照らして相当の参集行動を行う。	上司への連絡活動を行う。
勤務時間外	非常配備基準に照らして市役所等に参集する。	各部にて電話及び職員安否・緊急速報メールにより非常連絡を行う。

## 3-2. 避難誘導等に従事する者の安全確保

災害発生後、市職員、消防職員・消防団員等、災害対応に従事する職員等は、避難行動要支援者の避難誘導や、水門・陸こうの閉鎖等の緊急対策に努めます。ただし、活動に当たっては、避難誘導や緊急対策に当たる職員自らの安全が確保されることを前提とします。

市は、災害時に避難誘導等に当たる職員の安全確保のため、事前対策として以下の対策を行います。

### (1) 退避の優先

市は、災害対応に従事する職員等に、避難誘導等を行う前提として、自らの命を守ることが最も基本であることを教育します。

### (2) 退避ルールの確立

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、市は津波到達予想時間や想定される浸水深を周知し、退避ルールを確立します。

### (3) 住民自ら身を守る意識の啓発

活動できる時間が津波の到達時間までに限られている津波災害時には、避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は大きな問題です。災害時要配慮者や住民自らも命を守ることを基本において防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論します。

### (4) 庁舎等の安全対策

市は、災害対策本部や防災行政無線が設置される庁舎、消防署、サービスセンターの安全性を点検します。点検の結果、建物に危険がある場合は安全対策を実施します。

### (5) 避難誘導等に従事する者の負担軽減

災害対応に従事する職員は、限られた時間の中で、避難支援活動や避難誘導等を果たすことが求められることから、市は、水門・陸こう等の操作を自動で、若しくは、遠隔からできるようにしたり、耐震化を進めるほか、陸こうの操作体制の強化に努めます。

### 3-3. 津波情報等の収集・伝達

#### (1) 情報収集

地震が発生した場合、若しくは、津波に関する気象予警報が発表された場合は、迅速で効果的な活動を行うため、地震情報（震度、震源、地震の規模、余震の状況等）、津波情報、被害情報及び防災関係機関が実施する災害応急対策活動に関する情報等の迅速な収集・伝達及び市民に対する正確な情報の広報が必要です。

そのため、市は、防災関係機関と緊密に連絡を取り合うとともに、情報の収集を中心とした災害応急対策活動と、これに基づく取組や伝達体制の判断を迅速に行える体制の整備に努めます。

#### ア 津波に関する警報等

津波警報・注意報は、気象庁又は名古屋地方気象台により、地震が発生してから約3分を目標に以下のとおり発表されます。

表 9 津波警報・注意報の種類

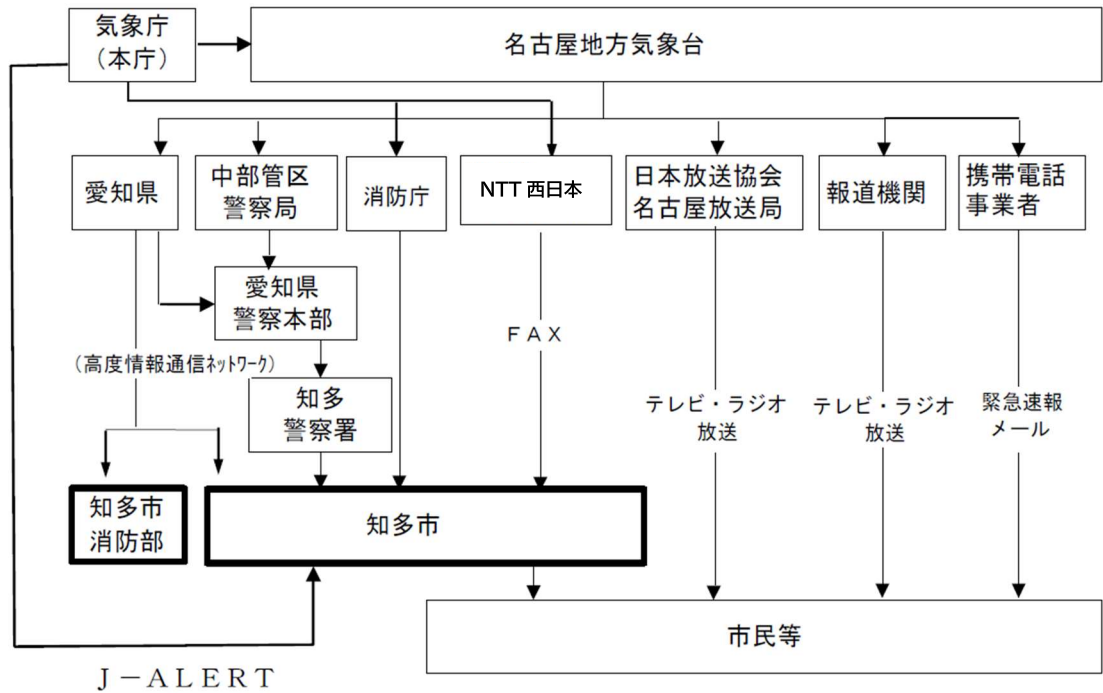
種類	発表基準	発表される津波の高さ		取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。

出典：気象庁

## イ 津波に関する予警報等の情報伝達系統

津波に関する予警報は、大津波警報及び津波警報・注意報、津波情報です。市は、これらの情報を入手した際、防災行政無線（同報系）等により市民等へ伝達します。

図 36 大津波警報及び津波警報・注意報等の伝達系統図



## (2)情報伝達

市は、地震発生後の災害情報のうち、市民の安全に関わる情報（緊急情報）について伝達します。

### ア 情報伝達の内容

災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容は次のとおりです。

- ①大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表
- ②津波来襲の危険
- ③避難勧告・指示の情報
- ④津波到達予想地域
- ⑤津波到達予想時間
- ⑥市民や事業所のとるべき行動
- ⑦満潮時間

### イ 情報伝達の時期

緊急情報は、その内容に応じて、以下に示す時期で市民に伝達します。

表 10 緊急情報伝達の時期

情報の内容	伝達時期
地震の発生、津波の危険、避難指示等	地震発生直後
津波に関する予警報、被害情報等	津波発生前後
津波に関する予警報の解除、避難指示等の解除	津波終息後

### ウ 情報伝達手段

市民に対する伝達手段は次のとおりです。

#### ①防災行政無線（同報系）

市内 83 か所に設置している防災行政無線（拡声子局）を通じて、緊急に市民に伝達すべき情報の内容を、音声にて伝達します。

#### ②コミュニティFM

コミュニティエフエム放送局に対しては、災害情報や地域の情報を、放送を通じて伝達することを依頼します。

#### ③広報車

避難対象地域を対象に広報車が巡回します。広報車の巡回の方法は、次のとおりです。

表 11 広報車の対象地域等

対象地域	担当	前線基地等
八幡の避難対象地域	広報班	消防署八幡出張所
日長一区、日長二区、日長三区、新舞子北、新舞子南、大草、南粕谷新海の避難対象地域	広報班	消防署旭出張所

表 12 広報車の巡回方法

第一次広報 (1回目)	災害対策本部又は前線基地を出発して担当区域を一巡する。 一巡を終えたら災害対策本部又は前線基地に帰り、新しい情報を待つ。
第二次広報 (2回目)	新しい情報を流すため再び担当区域を一巡する。 一巡を終えたら災害対策本部又は前線基地に帰り、以下同じ要領で第三次、第四次と必要なくなるまで広報を続ける。
巡回中に地震が発生した場合	道路状況等により、近くの前線基地に帰るが、走行不能な場合は、広報車を空地等路外に停車し、徒歩で災害対策本部又は前線基地に帰る。

#### ④携帯電話メール

緊急速報メール等を通じて、緊急に市民に伝達すべき情報の内容を掲載し、情報提供を行います。

#### ⑤ケーブルテレビ

ケーブルテレビ放送局に対しては、緊急に市民に伝達すべき情報の内容を、番組を通じて伝達することを依頼します。

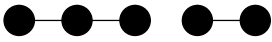
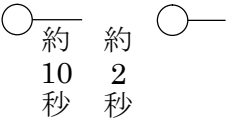
#### ⑥市公式ホームページ等


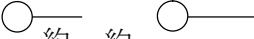
市公式ホームページ、市公式 SNS、ちたまる安全安心メルマガを用いて、災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容を掲載し、情報提供を行います。

#### ⑦地震防災信号（サイレン、警鐘）

予警報標識規則（昭和 51 年気象庁告示第 3 号）に定められている津波に関する注意報、警報等の信号（標識）は以下のとおりです。




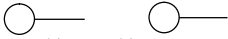
表 13 津波注意標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	 約 10 秒    約 2 秒

津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	 約 約 10 3 秒 秒
---------------------	---	---

- 注 1 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。  
2 警鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

表 14 津波警報標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	 約 約 約 5 6 1 秒 秒 分
大津波警報標識	(連点) 	 約 約 (短声連点) 3 2 秒 秒

注 警鐘又は吹鳴は、適宜とする。

### ⑧個別訪問

コミュニティ、地区、自主防災組織等地域の団体で災害時要配慮者支援を行う団体は、災害発生時に災害時要配慮者を個別訪問して安否を確認するとともに、避難に関する情報を直接伝達します。

市は、知多市社会福祉協議会及び知多市民生委員児童委員協議会とともに、災害時要配慮者支援を行う団体の取組を支援します。

### 3-4. 避難指示等の発令

#### (1) 避難指示等の判断基準

どのような津波であれ、避難対象地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難指示」のみを発令します。避難指示の発令の判断基準は以下のとおりです。

表 15 避難指示の判断基準（津波災害）

判断基準	指示等の対象
① 大津波警報が発表された場合	・ 避難対象地域 ・ 海岸堤防より海側の臨海工業地域
② 津波警報が発表された場合	・ 避難対象地域
③ 停電、通信途絶等により、津波警報を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	・ 避難対象地域
④ 津波注意報が発表された場合	・ 海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域

※①～④のいずれか1つでも該当する場合に避難指示を発令します。

## (2) 避難指示等の実施

### ア 実施責任者

避難指示等は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条に基づいて市長が行います。

ただし、市長が実施できない時には、同法第 60 条に基づいて県知事が実施することがあるほか、同法第 61 条に基づいて警察官及び海上保安官が実施する場合、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条に基づいて「県知事又はその命を受けた吏員」が実施する場合、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 134 号）第 4 条により警察官が実施する場合があります。

なお、警察官及び海上保安官が不在の場合に限り、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条に基づいて自衛官が同様の措置をとることがあります。

### イ 避難指示等の伝達方法

- ① 避難指示等を実施する場合には、避難対象地域の住民に対し、防災行政無線（同報系）、広報車又は「ちたまる安全安心メルマガ」による伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行います。また、必要に応じて各家庭への個別訪問等により避難指示等の徹底を図ります。
- ② テレビ、ラジオ放送により避難指示等の周知を図るため、放送局へ協力を依頼します。
- ③ 近隣に居住する一人暮らしの高齢者や日本語を十分に理解できない外国人等の災害時要配慮者に対しても避難指示等が確実に伝達されるよう、市民に協力を要請します。

### ウ 避難指示等の伝達事項

- ① 発令者
- ② 対象地域
- ③ 避難先とその場所
- ④ 避難経路（危険な経路がある場合等）
- ⑤ 避難勧告・指示の理由
- ⑥ 注意事項（火の元確認、避難後の戸締り、携行品及び服装等への注意、門扉等への避難先の明記）
- ⑦ 震災の実態と拡大の予想

表 16 避難指示等の伝達文の例（津波災害）

	伝達文例
<p><b>避難指示</b> (大津波警報、津波警報が発表された場合)</p>	<p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令            ■こちらは、知多市です。            ■大津波警報（又は津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域（対象地域）に津波災害に関する避難指示を発令しました。            ■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。            ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p><b>避難指示</b> (強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)</p>	<p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令            ■こちらは、知多市です。            ■強い揺れの地震がありました。            ■津波が予想されるため、〇時〇分に〇〇地域（対象地域）に津波災害に関する避難指示を発令しました。            ■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。            ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p><b>避難指示</b> (津波注意報が発表された場合)</p>	<p>■緊急放送、緊急放送、避難指示発令            ■こちらは、知多市です。            ■津波注意報が発表されたため、〇時〇分に海水浴客や釣り客等（新舞子海岸等）に津波災害に関する避難指示を発令しました。            ■海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて高い場所に避難してください。            ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、令和3年）を参考に作成